

サービス利用の流れ

介護予防・生活支援サービス事業の利用にあたっては、まず、要介護認定を申請していただきます。要介護認定非該当の方でも、サービス利用が必要な場合、ご本人の状態によってはサービス利用が可能になることがありますので地域包括支援センターへご相談ください。



要支援1・2の方や生活支援が必要な方など

元気な方や自立した生活を送っている方

要介護認定の申請

要支援1・2

非該当

生活の中で
困ったことがある

生活の中で
困ったことがない

地域包括支援センターへ相談
(5ページ)

事業対象者
(一定の条件に該当かつ、所定の手続き)

ケアプランの作成

介護予防
サービス(※)

訪問看護、住宅改修、
福祉用具貸与、通所
リハビリなど

介護予防・生活支援
サービス事業

訪問型サービス (2ページ)
通所型サービス (2ページ)
短期集中予防型(サービスC)
(3ページ)

一般介護予防事業

すべての高齢者が対象に
なります

○きたきゅう体操 (介護予防体操) ○ひまわり太極拳 (介護予防太極拳) など

※介護予防サービス(訪問看護、住宅改修、福祉用具貸与、通所リハビリなど)は、要支援1・要支援2に該当した方しかご利用できません。